

第20回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 議事要旨

日時 平成26年8月18日（月） 18：00～20：00
場所 釧路市交流プラザさいわい 小ホール
出席者 委員：板倉委員 小野委員 川内委員 川村委員 小池委員
小林委員 鈴木委員 西村委員 名塚委員（議長）
葦島委員（副委員長） 山崎委員（委員長）
（欠席：西田委員 平間委員）
事務局：総合政策部 浅見部長
都市経営課 菅野課長 熊谷課長補佐 山本課長補佐
河面主査 坂井主事

傍聴人2名

1. 開会

- ・ 議事に入る前に、西村委員より9月6日開催予定の「市民憲章運動推進第49回全国大会 釧路大会」の開催案内があった。

2. 議事

- ・ 名塚議長より、出席委員数が設置要綱の定足数を満たしており、会議が成立する旨の報告がなされた。

（1）前文（たたき台）について

- ・ 事務局より、第19回で出された意見を元に作成した前文（たたき台）について、資料1に基づき説明があった。
- ・ それに対して委員長からの補足があった後、意見交換がなされた。

【事務局説明に対する委員長補足】

（○：委員発言 ◎：委員長発言 ■：議長発言 ●：事務局発言）

- ◎ 抽象的にならざるを得ない自治基本条例において、釧路市らしさを強調できる部分が前文である。釧路らしさをどのように条例に反映させるか、事務局作成の案についてのご意見をいただきたい。

また、第3段落については、釧路市の今までのまちづくりを振り返って、どのような活動が行われてきたのか、具体的な事例を出していただきたい。その全てを前文に反映することは出来ないが、そのような具体例を想定しておくことで、一見抽象的な条文に明確な背景を与えることができる。

例えば、何十年も前から行われてきた、釧路湿原の保全活動運動はその一例と言えらると思う。そのような例を頭に入れながら意見交換したい。

【意見交換】

- 本日欠席の委員より、「太平洋」の単語を入れてはどうかのご提案があった。釧路を表す重要な自然環境であることに加えて、現在の釧路市民憲章を検討する際に、音別地域を間接的に表す用語として入れた経緯があるので、合併後の一体感醸成という意味でも有効な用語ではないかのご提案であったので、合わせてご検討いただきたい。
- 釧路市民憲章と見比べると、やはり「丹頂」という単語はどこかに入れたい。
- 事務局案では「釧路」「阿寒」はあるが、「音別」がない。「森林」が音別を表すとの説明であったが、もう少し良い単語があればよいと思う。
また、私も「丹頂」は「マリモ」とセットのイメージがあるので入れるべきと思う。
さらに、「開拓」という単語は「土地の開墾」「農業」のイメージが強い。十勝であればそれでよいが、釧路の場合は富山から来た方を始め漁業関係者の方々のおかげという思いもある。少しその点が弱いと感じた。
- アイヌの「人々」で表現が正しいかどうかは精査が必要。学校の教科書には「方々」と出てくる。釧路市が他の場所でどのように表現しているかを調べてみた方がよい。
最終段落は「絆」「支え合う」「安心」と表現してくれたが、釧路は災害対応が重要な課題であるので「安全」の単語は欲しい。「皆で力を合わせて安全・安心な住みよいまちづくり」などとしてはどうか。
- 前回、私は「開拓時代」についての言及が必要と発言したが、その中にはアイヌの方々や、漁業のために移り住んだ人も含んだ意味と捉えていた。
- 事務局のたたき台でおおむね良いと思うが、「生産都市」とは具体的にど

のようなことを指しているのか。

また、最終段落に「誰もが安心」とあるが、釧路市の課題である防災を考えると、この短い単語では足りないと思う。「災害に強いまち」を作るという意図が見える表現にしたい。

○ 「生産都市」は市民憲章にある言葉で、制定された時には「漁業」「紙パルプ」「炭鉱」の三大産業が強かった。このあたりをイメージした単語ではないか。

● 市も「生産都市」はよく使う。農業の生産ももちろん、委員からご発言のあった炭鉱等も指した広い意味を包含しているのご理解いただければ。

○ 前回、「次世代の子ども」について発言したが、うまく表現していただいた。子どもや安全・安心という言葉を使うと、どこのまちも同じ表現になってしまうと思うが、それが一番の住みやすさの指標になる。これまでの釧路の過程を抑えつつ、次世代に釧路を託すという内容になっていて良いと思う。

○ 前文は読む人によって解釈が異なるので、将来の釧路を夢のあふれるまちにしたいというイメージが伝われば良い。あまり細かいことまで入れると焦点がぼやけると思う。その意味では事務局のたたき台は良くまとまっていると思う。

ただ、「アイヌの人々」については、その後で「先人」とひとくくりにしてしまっているので、現在進行形の「アイヌ文化の保存・継承」の大切さが薄れてしまうのではないか。

○ 「音別」を表す単語について、音別地域から来ている委員としてはご配慮いただけるのはありがたいと思うが、率直にいうと、そこまで気を遣わずとも良いのではと思う。この条例の一番の趣旨は、市民が皆でまちづくりに参加するための機運を盛り上げることにある。それを考えると、各地域の特徴に言及することにはそこまでこだわる必要は無い。

○ 前文の後に個別の条項が続くことを考えると、前文の結びの部分、目指す釧路市の姿は、もともと抽象的にならざるを得ないのは理解できるが、もう少し具体的に書かれていた方が良いと思う。江別や札幌の前文は参考になると思う。

今のたたき台だと、まだ線でデッサンだけをしたような印象を受ける。これをカラー写真にしておきたい。後の条文が無機質なものだけに、この

点は重要。

- 先ほど、アイヌの方々についての発言があったが、これまでの歴史や、法律の整備状況等も考えると、「アイヌ」という言葉を入れること自体は良いと思う。あとは「アイヌの人々」なのか「アイヌの皆さん」なのか、「アイヌ文化」なのかを整理してもらえればよい。
- 委員長からご提議のあった、市民活動の成功事例についてはどうか。
- 市長は、幣舞橋のブロンズ像や花時計が市民のみなさんの浄財で作られたという話を良くする。また最近、チャイルズエンジェルのみなさんがキリンを寄付した例をあげて、釧路市の「市民力」の高さについて話すことが多い。東京から赴任した自分としても感銘を受けている。
- 「市民と協働するまちづくり推進指針」は、実は先進的な取組。
道内自治体が自治基本条例の制定に取り組んでいた時期に、すでに釧路市は実践的な取組に力を入れていたという実績がある。
- NPOに関して言うと、10年前にわっとができて、少しずつ活動が拡大してきた。一番大きな分野が自然環境保全で、次がまちづくりと福祉の分野。これまで培われた市民力を生かしてさらに市民協働を推進していくという意図を盛り込めればよい。もちろん具体的な事例は表現できないと思うが。ラムサール条約締約国会議が釧路市で開催されたことも大きな出来事だった。
- 福祉分野では「SOSネットワーク」は、釧路発の全国区の取組として必ず話題に出る。また、最近では生活保護受給世帯の自立支援プログラムがある。
また、釧路市は昭和56年の国際障害者年に先駆けて、昭和55年に障害者福祉都市宣言を行った。これは全国的に見ても早い方だった。その後、釧路市総合福祉センターが建って、ノーマライゼーションエリア推進事業に取り組んできた。ノーマライゼーションという言葉が普及していない頃からの取組で、「SOSネットワーク」「自立支援プログラム」と並んで胸を張れる、釧路市の福祉分野の取組だと思う。
- 10年前から、釧路教育大学と市民の協働で、「ふまねっと運動」という取組も行われている。

■ 全国的な流れと比べて言えば、釧路はインフラ整備がやや遅れていた時期があったが、行政が追いついていない部分をカバーしていたのは町内会を始めとする地域の力であったと思っている。

○ そのように評価してもらえるとうれしく思う。自分たちのまちは自分たちで住みよくしていく、が町内会の原点。

例えば、街灯は行政が整備しているところもあるが、地域を明るく、犯罪の無いまちにしたいということで、町内会が防犯灯として設置しているところも多い。また、昭和地区では、若い人達が「子ども達が安心して帰宅できるように」との思いで、この2月に町内会を立ち上げた。

行政に陳情やお願いをするだけではなく、自分たちが自分たちのまちをつくるという町内会の役割がしっかりと継承されていると思う。

残念ながら加入率はあまり高くはない。良い時でも60%台が多く、平成20年に一度72%を記録して、6年前に50%を割ったという状況。それでも、まちづくりには一番責任をもっている組織だと思う。

◎ 前文は、条例を制定する背景や目的を大切にしたい。その上で、釧路らしさとして、地理的、社会経済的な特徴を盛り込むという整理になる。

委員に挙げていただいたキーワードが全て盛り込めるわけではないが、その一つ一つが、抽象的な一文の中にどれだけの思いがこもっているかの背景となり解説文に生きてくる。そのような整理になると思う。

○ ここまで挙げられた、生産都市、雄大な景観、市民の寄付により作られたブロンズ像、などは確かに全て釧路市を構成する大切な要素だと思うが、前文は、市民にまちづくりについて考えることを想起させる文章にしなければならない。大事なものをPRするのは他の場がいくらでもあると思う。

本質はまちを良くすることであって、そのためにまちの由来を持つてくると言うのは少し違うのではないか。

○ 「次世代に引き継いで行く責任」について、どのような点を引き継いでくのか、その方策も含めてもう少し具体的に表現した方がよいのではないか。

■ ここまでいただいたご意見を元に、次回までに事務局に整理していただきたい。

(2)「名称」について

- ・ 事務局より、第13回配付資料3-2に基づき、名称について説明があった。
- ・ それに対して委員長からの補足があった後、意見交換がなされた。

【事務局説明に対する委員長補足】

◎ まずは、今までの議論を振り返って「自治基本条例」と「まちづくり基本条例」、その他の名称について率直なご意見をいただきたい。

次の段階として、どのような名称であれば、一般市民にこの条例を説明しやすいか、理解してもらえるかについて考えて頂きたい。

【意見交換】

○ 市民に対してのわかりやすさを考えると「まちづくり基本条例」がいいと思う。説明会等を行う際に、「聞いてみよう」「見てみよう」「自分たちはどう関われば良いか」と思ってもらえるのは、「まちづくり基本条例」だと思う。

○ 「自治基本条例」か「まちづくり基本条例」のどちらかにしなければならぬということではないと思う。名称について市民に問うことも一つではないかと思うが、手法として可能か。

● 趣旨はよく理解できるが、委員の皆様のようにこれまで中身を十分に検討してきたわけではない一般市民にとっては、「名称をどうすべきか」と問われても、なかなかピンと来ないのではないか。

そのことを考えると、検討委員会の議論を踏まえて市が案を作り、それに対して、市民意見の公募手続きの中でご意見をいただくというプロセスの方がよろしいかと思う

○ 名称は、まちによって特徴がある。「自治基本条例」、「まちづくり基本条例」あるいは、市議会からは「みんなのまち基本条例」という名称も紹介いただいて、決めかねている。

○ 最初の方で事務局から提示された資料では「自治」と「まちづくり」、それぞれを名称として採用している道内自治体は丁度半々だった。自分自身これまで決めかねていたが、今は、「まちづくり基本条例」が良いという気持ち

が強い。理由の一つは、帯広市の視察をした時に強く感じたのだが、「まちづくり」という単語がチラシ、冊子、ポスター等の広報媒体に良く馴染んでいたことである。また、前に市民の定義の時にも発言したが、市の責任で行う「市政」と、それよりも広い、住民参加を前提とした「まちづくり」という両者の考え方が非常に納得できるものなので、「まちづくり」という単語を使いたいという思いがある。

福祉の現場で活動していると、人と人との繋がりこそが、地域を作り上げるための大きな要素であることを実感する。そうしたソフトの要素は「自治」より「まちづくり」という方が良く表現されるのではないか。

- 市民にとって分かりやすくするためには「まちづくり条例」がふさわしいと思う。制定後に周知を徹底するためにもわかりやすい名称が良い。
- 最初は市民へのわかりやすさという観点から「まちづくり基本条例」が良いと思っていたが、委員会で色々な話を聞いた結果、(市と市民の関係性や行政運営などの意味も含んでいる)「自治基本条例」がふさわしいと感じた。市民に対しては勉強会を重ねる等で理解してもらおうと良いと思う。
- 非常に悩んだ。内容を考えると確かに「自治基本条例」になるべきだが、日頃、市民活動をやっていると、『まちづくり』を目指す、『まちづくり』のためなどという文脈で、「まちづくり」という単語は頻繁に出てくる。その意味では日常的な感覚で理解しやすいのではとっていて、「まちづくり基本条例」の方が、釧路のまちを皆で作っていくという方向が見えるのではないかと思う。
- 「まちづくり条例」となると、まちづくりに関する特定の目的を達成するための作用条例であるとの誤解を与えかねないという懸念が少しある。この条例の本来の目的は自治の基本を理念として定めるものなので、「自治基本条例」が条例という法の名前としてはふさわしいと思う。
- 法律の場合、長い正式名称と短い通称を分けることがあるが、それは可能なのか。
- 条例でも愛称をつけて運用する例はある。
- 正式な条例名は何が中心なのかがわかる名称にすべき。「まちづくり」は平仮名で、最初は飲み込みやすいかもしれないが、「まちづくりとは何か」という話になった時には人によって解釈が割れてしまう。充てる漢字によ

っても変わるだろう。

一方で「自治基本条例」は、最初は堅い感じを受けるかもしれないが、何が書いているかについて解釈のズレはないと思う。

規定されている中身について考えても、「まちづくり基本条例」では、基本構想や行政手続、行政評価といったあたりが馴染まないと思う。「名は体を表す」ことを大事にするならば「自治基本条例」という名称にして、それとは別に通称をつけて、啓発活動等の際には通称を使うと良いのではないか。

- ◎ 内容を明確に表すのであれば「自治基本条例」が良い。「自治」には、教科書的に言う「団体自治」と「住民自治」があって、「住民自治」に関わるところでいわゆる「市民協働」が出てくる。そのあたりの仕組みを整えるための条例である、との説明もしやすい。

ちなみに、他都市の事例を見てみたところ、去年の12月に条例制定した姫路市は「姫路市まちづくりと自治の条例」としている。色々と苦労した跡が見える。

- 「まちづくり」と聞いてイメージするのは、市民自治とは少し異なるところの目的や運動であって、これには経済活動等も当然含むわけだが、こういった経済活動を制限したり、促進したりする要素はこの条例には何もない。「まちづくり基本条例」と言ってしまうと、そうしたものを含むという誤解を与えてしまうのではないか。

- 今日いただいたご意見を事務局に整理してもらって、次回以降議論したいと思う。

- 一般市民の感覚を考えると、やはり分かりやすい、親しみやすい言葉が良い。一見して「難しそうだ」との印象を持たれてしまうと、読む気すら起きないと思う。

- 「自治」と「まちづくり」は、ほぼイコールのものと捉えて良いものか。この議論を抜きにしては決められないような気もするが。

- ◎ 「自治」は地方政治をどのように運営するか、地方行政への市民・住民の関わり方がメインになる。

「まちづくり」は、市役所と市民が一緒になって共通の目的のために頑張る、という活動領域の色合いが濃くなる。その中には、市役所の関与が非常に薄い分野における人々の繋がりという面も多々ある。

その意味では「まちづくり」の方が、外延的な広がりのある概念ととらえることもできる。この両者は、二重の輪が重なっているようなもので、ほとんど重なってはいるが、「自治」ではなく「まちづくり」と言える場所の面積がかなり大きいのではないか。

最後はこの条例の趣旨に照らし合わせて両者をどのように定義するか考えて、名称を決めていくことになると思う。

(3) 条例素案（案）について

- ・ 事務局より、資料 2 - 1，資料 2 - 2 に基づき、条例素案（案）（未定稿）について説明があった。
- ・ 時間の都合上、委員長からの補足のみ行い、意見交換は次回に持ち越しとなった。

【事務局説明に対する委員長補足】

- ◎ まずは、各委員のご意見が反映されているかどうかについてご確認いただきたい。また、自治基本条例の担い手である、市民と市と議会のそれぞれの役割と関係が全体を通して整っているかどうかのチェックをお願いしたい。

3. その他

- ・ 事務局より、現在の検討委員会の議論の状況を鑑み、当初、平成 26 年 1 2 月を予定していた議会への条例案提出の時期と、そこに至るまでの検討委員会の開催時期を再調整したい旨の説明があり、異議なく了承された。

4. 閉会

- ・ 事務局より、第 21 回検討委員会を 8 月 29 日（金）に行う旨の報告があった後、閉会となった。